

# カリフォルニア州の自動車保険法 の最近の発展

講演

カリフォルニア大学

ヘースティングス・カレッジ・オブ・ザ・ロー

教授 ジョン W. ウェラン



# カリフォルニア州の自動車保険法 の最近の発展

講演

カリフォルニア大学

ヘースティングス・カレッジ・オブ・ザ・ロー

教授 ジョン W. ウェラン



本書は、カリフォルニア大学(University of California)ヘースティングス・カレッジ・オブ・ザ・ロー (Hastings College of the Law) 教授 (Professor of Law) ジョン W. ウェラン (John W. Whelan) 氏の講演 (昭和62年1月22日 安田火災海上ビルで当財団主催により開催) を収録したもので、同教授のもとで保険法の研究をされ、当日通訳をされた八戸大学商学部講師福田弥夫氏が講演内容の翻訳・注記をされ、上智大学法学部教授 石田 満氏が監修をされたものです。

なお、ウェラン教授の英文ペーパーを末尾に掲載しました。

平成元年3月

財団法人 安田火災記念財団

# 目 次

はじめに

1	カリフォルニアにおける自動車と保険	1
(1)	自動車保険における重要な条項について	3
(2)	担保範囲について	4
2	カリフォルニアにおける自動車賠償システム	10
(1)	ノーフォールトについて	10
(2)	陪審裁判について	11
(3)	損害について（債務不履行損害と不法行為損害の比較）	12
(4)	不法行為における直接損害と慰謝料について	13
(5)	懲罰的損害賠償について	14
(6)	ガルーチとベッツの事件へのあてはめ	15
(7)	保険証券の積み重ねについて	16
3	自動車保険会社と被保険者について	22
(1)	弁護（弁護士提供）の義務	22
(2)	被保険者の協力義務と権利放棄および権利留保について	23
(3)	信義誠実および公正取引の義務	24
(4)	信義誠実および公正取引の義務（和解の考慮にあたって）	25
(5)	ベッツ事件と信義誠実および公正取引の義務	28
4	カリフォルニアにおける不法行為の改革	31
(1)	連帯債務判決と不法行為の改革	32
(2)	プロポジション51	33
	質疑応答	37
	RECENT DEVELOPMENTS IN CALIFORNIA AUTOMOBILE INSURANCE LAW	41



## はじめに

こうして皆様にお話できますことは、わたくしにとりまして言葉にいい尽くせないほどの光栄であり、また大変な喜びであります。思うに、これからわれわれが直面するいろいろな考えを処理するにあたり、非常に理解するのにむずかしい問題ながらこれから午後のひとときを過ごすものと思います。保険業界にいらっしゃる皆様にとりまして、それらは、驚きを生じさせるものでしょう。しかし、それらは興味を抱かせる驚きであるとわたくしは考えます。それでは、配布されました概要（アウトライン）の説明をいたしましょう（付録Ⅰ）。

まず、はじめに説明いたしましょう。わたくしは、黒板に参照のための図を書きました（付録Ⅱ参照）。これは、建設会社と契約をしている保険会社です。この二者の関係については、簡単にしか解説をしません。この保険会社は、また多くの保険契約を締結しており、そのうちの一つは、ベッツという名の19歳の若い女性とのものです。この若い女性の車は、ガルーチという名の若い女性の車に衝突します。ガルーチは、この自動車事故により、脳幹に傷害を受け、こん睡状態にあります。以上の関係についてわれわれは話を進めていきます。

アメリカにおいて、ベッツとガルーチの関係に関連する法は、不法行為（トート）と呼ばれる、奇妙な、ケーキのように聞こえる小さな言葉です。それが今日の主題の中心です。これらを正確に討論するために、私達は三人の参加者を有します。わたくしはメッセージを福田さんに送り、彼がそのメッセージを通訳します。そして聞き手である皆様方が、あなた方の経験に関係する輸入されたアイデアのなかから何かを得るという、最もむずかしい勤めを行うことになります。わたくしは、可能なかぎりその理解の手助けを行うためにここおります。皆様方の多くは、わたくしの話すことに対して、異議（反対の意見）をおもちでしょう。わたくしは、皆さんの顔を見て、そして、もっとゆっくりと進めるか、あるいはいくつかの点に関して異議をおもちになったかを判断します。これは、主題の問題点を考慮すれば、十分に可能なことであります。

# 1 カリフォルニアにおける自動車と保険

主題は、カリフォルニア州における自動車保険法の最近の発展です。カリフォルニア州は、この点においては、論ずるに十分な重要な州であります。わたくしが以前聞いたところでは、それは莫大な数量のものと思われませんが、人口とほぼ等しい数の自動車を有しています。

また、わたくしが聞いたところでは、一時期ロサンゼルス市においては、人口の7人に10台の割合で車があったということです。したがって、自動車はわれわれの暮しであります。われわれの自動車使用による人間破壊は、はなはだしいものであります。

カリフォルニア州には、多くの法典があります。保険法、車両法、そして一、二の部分において民事法典<sup>1)</sup>に注目しなければなりません。車両法は、自動車の所有者に対し、保険—自動車保険—を保持することを要求しています。しかしそれは、所有者が事故に遭わないかぎり、無保険について罰則を課してはなりません<sup>2)</sup>。その後（自動車事故の後）は、彼もしくは彼女は、保険会社もしくはいくつかの財政会社によって提供される、彼に対する判決の支払い保証<sup>3)</sup>なしには運転することはできないのです。さらに加えて車両法は、一般に15/30/5と言い表しますが、その意味するところは、1万5千ドルが一名保険金額、3万ドルが一事故保険金額、5千ドルが対物保険金額という一定額の保険金額の保険を保持するように要求しております<sup>4)</sup>。自動車所有者の保険証券は、所有者以外にも、所有者の承諾を得て車を運転し傷害を生ぜしめた運転者に対し担保範囲を提供します。この車両法は、所有者に運転者への代位請求<sup>5)</sup>を認めています（この代位請求という言葉は、非常に難解なものであり、それは、今回の主題の一部にはなっておりませんので、それに関する討論は、この講演ののちにすることにいたしましょう。あなたがたは、おそらくこれに関する討論を望んでいると思います。と申し

ますのも、日本法にもまた、これに非常によく似たものがあることを、わたくしは知っているからです)。とにかく、所有者と運転者はカバー（保険によって担保）されます。この点に関連して、自動車保険の証券の特別規定が保険法典<sup>⑥</sup>にあります。それは、多くの語句によって、「同意」条項および「包括」条項<sup>6)</sup>というのが最も一般的に知られているその条項を、保険証券のなかに含むことを要求しているのです。その目的は非常に簡潔であり、それらすべての言葉を実際には必要としません。その意味するところはこれです。かりに、わたくしが自動車を所有していて、自動車保険の証券を有しており、あなたにそれを運転する承諾を与えたとすると、あなたはその保険証券によって付保されるのです。実際的にいうならば、あなたはわたくしと同じ（担保）範囲で付保されています。これらすべての目的は、その背景にあります。それは、賠償資力法<sup>7)</sup>は、傷害を被った人の保護を狙っております。

#### (1) 自動車保険における重要な条項について

自動車保険証券には、通常、われわれが注意してみなければならない多くの異なった条項があります。われわれは、それらのすべてではなく、重要ないくつかを検討します。われわれは、まず第一に、先程検討したばかりの「同意」または「包括」条項を思い出すべきでありましょう。それに加えて、実際的には非常に少数の例外を除き、ほとんどすべての州における根強い慣習によって、自動車保険の証券には、自動車運転者に対する原告は（相手方の）保険会社を直接訴えることができないという条項<sup>8)</sup>を含んでいます。黒板の図において、傷害を受けた人（ガルーチ）は、ベッツに対する判決なしには、保険会社を訴えることはできないのです。ひとたびガルーチがベッツに対して勝訴したならば、その後は、彼女は保険会社を訴えることが可能です。カリフォルニア保険法 11580 条（そして多くの州における類似の法<sup>9)</sup>）は、この訴える権利を支持しています。

したがって、二番目の（重要な）条項は、今述べたことを除いて、保険会社に対する直接請求訴訟の禁止（条項）であります。おおよそ五つの法域が直接請求訴訟を認めています。最も重要な二つの（法域）は、ウィスコンシンとルイジアナです。それらの州においては、ガルッチは、先ずはじめにベッツを訴えずに、直接に保険会社を訴えることができます。その他の法域は、ロード・アイランド、グアム、そしてプエルトリコです。わたくしはグアムにいたことがあり、グアムでは多くの交通事故があります。したがってそれ（直接請求訴訟）を認めていることはおそらくよいことでしょう。わたくしはよく分かりませんが。

われわれが注意深く見なければならない三番目の条項は、被保険者（ベッツ）が事故にあったときに保険会社が負う義務についてのものです。われわれは、訴訟というものは、ほとんど事故から発生するものと考えています。おおまかに言って、保険会社は二つの義務を負っています。その一番目のものは、被保険者を弁護する義務<sup>10)</sup>です。もしガルーチがベッツを訴えたならば、保険会社はベッツを弁護するために弁護士を提供することになっています。それら弁護士たちはベッツを代理し、そして、彼らが行う訴訟上のいかなる決定についても、もっとも彼女の利益になるように考えなければならないことになっています。第二の義務は、もしわれわれがその言葉を用いることができるならば、損害補償の義務<sup>11)</sup>であります。それは、保険会社は彼女に対するいかなる判決金額または和解金額、もちろん支払限度額の範囲内においてですが、それを支払うということです。もし訴訟が判決にまで至らなかった場合、当事者は合意によって和解をすることができます。保険会社は、実際的には、この和解を支配するでしょう。保険会社は、支払限度額の範囲内においてのみ、この和解金額を支払わなければなりません。

## (2) 担保範囲について

それでは、自動車保険証券上のいくつかの担保条項について見てみましょう。

さて、非常に一般的に、自動車保険の購入者は、以下の担保を有するでしょう。まず第一に、彼もしくは彼女は、賠償責任条項を有するでしょう。もちろん、それが今日の討論の中心であります。賠償責任条項に加えて、医療費用担保条項がありましょう。これは、日本とほぼ同じであると確信します。医療費用担保条項は、証券によって担保されている搭乗者への支払いを提供します。それに加えて、通常は、車両損害条項がありましょう。この意味するところは、自動車事故によって発生したベツの車の損害は、過失の有無にかかわらず、填補されるということです。そして、車両損害総合担保条項がありましょう。これは、破壊行為、盗難そしてこの種の行為の場合に填補を提供します。そして、わたくしが思うに、これは自動車保険というよりも、むしろ財産保険として考えるのが一番であると思います。そして最後に、無保険車担保条項<sup>12)</sup>があります。われわれのベツとガルーチの事件ではこれは関係ありませんが、他のケースでは、この無保険車条項による保護は、非常に価値があるでしょう。たとえば、あなたが自動車を運転しており、無保険車担保条項のある保険証券を有しているとします。あなたの車は、他の車に衝突され、そしてその車は、非常に違法なことなのですが、急いで逃げ去ります。あなたは驚きのあまり、その車を特定することができませんでした。あなたは傷害を被り、あなたの車に大きな損害があります。そして、過失のあった運転手は逃げてしまいました。あなたの保険証券は、担保を提供するでしょう。カリフォルニア州法は、この担保を要求しています。しかし、もしあなたがこれを欲しないならば、これを除外することができますが、法は、あなたがこれを除外しないかぎり、この条項を要求しているのです。わたくしが、さきに黒板に書いた数値(15/30/5)は、ほとんどの場合、この“UMC”(無保険車担保条項は、時々このように呼ばれます)の担保の限度額であります。もしあなたが、25,000ドル相当の人身傷害を被ったならば、それは完全には填補されません。もしあなたの車が、7,500ドル程度の損害を被ったならば、UMCは、そのすべては填補しません。しかし、それにもかかわらず、このUMCは非常に価値があるのです。大きな保険金額のUMC担保条項は、購入が可能です。最近の

発展傾向では、それは、制定法に源を発しているのではなく、保険業界のマーケティングによるものですが、低価額保険車条項が購入可能<sup>13)</sup> となりました。それは、もしあなたが事故にあい、その後、あなたにぶつけた人が、わたくしが前に黒板に書いた保険価額 (15/30/5) の保険しか有していないことが分かったとします。低価額保険車条項は、あなたに対し、仮定するに、あなたの被った2万5千ドルとその金額1万5千ドルとの差額を提供します。そして、あなたの車の損害である7千5百ドルと5千ドルとの差額をもまた提供します。低価額保険車条項は現在、カリフォルニア保険法によって要求されています④。

(注)

1) アメリカにおいては、日本における立法の方法とは異なり、自動車保険に関しては(どの法についてもいえることだが)、単行法の形式を採ることは稀である。立法段階においては、法案にタイトルが付されるが、それがそのまま単行法のタイトルとはならないのが一般的である。カリフォルニアの自動車保険に限定してみると、保険契約や各種の条項に関しては保険法(Insurance Code)に規定があり、法定の最低保険金額等に関しては車両法(Vehicle Code)に規定がある。また、損害賠償(過失の定義や懲罰的損害賠償の算定方法)に関しては、民事法(Civil Code)に規定がある。なお、カリフォルニア州の法典に関しては、West社のCalifornia Codeまたは、Bancroft Whitney社のDeerings California Code Annotatedを参照されたい。

2) カリフォルニアにおいては、1975年に賠償資力法(車両法の16000-16560条)が制定されるまでは、州内における自動車所有者の運転及び所有に対して、自動車保険を保持することを要求していなかった(Farmers Ins. Exch. v. Vincent(1967) 248 CA 2d 534, 540. 56 Cal. Rptr. 775, 779.)。なお、1985年に新たに賠償資力法が改正され、車両法の16028-16035条に挿入された。この法の施行期間は、1985年7月1日から1990年1月1日迄であるが、その内容は、自動車運転者は警察官

の要求に応じて、自動車保険証券等何らかの賠償資力を示すものを提示しなければならず、違法行為は、罰金または選択的に公共への奉仕が要求される（したがって、警察官から要求されないかぎり罰則は課せられない）。

3) この賠償資力の保障は、必ずしも自動車保険によることを必要とせず、自家保険であってもかまわない。また、債権等、資力を現すものでもよい。そして、この賠償資力の提示は、事故を起こしたものの運転免許証の維持にも必要である。

4) 最低保険金額は、車両法の 16056条に規定されている。

5) Subrogation を代位請求と訳出した。Subrogation は、保険代位を意味するものとされているが、ここでの意味は、車両法の 17153条における Subrogation のことである。同条は、自動車の所有者が、実際に事故を起こした運転者に代わって、損害賠償の支払いを行った場合（車両法 17150条は、自動車の所有者の承諾を得て運転した人が事故を発生させた場合には、その所有者もまた損害賠償の責任を負うと規定する）には、運転者に対する支払総額の代位請求を認めている。

6) Omnibus Clauseを包括条項と訳出した。

7) Owner's Financial Responsibility Actを、賠償資力法と訳出した。この法は、(2)で述べたように車両法典のなかに挿入されている。この法の目的は、一定限度（最低額）の賠償の保障であり、Omnibus Clauseは、事故を発生させた車両が担保される（所有者だけでなく、承諾を得て運転した人間の発生させた事故をも担保する）という点で、自動車事故の被害者の保護を目的としている。

8) "No Action" Clauseのことである。保険会社に対する直接請求が認められないことについては議論の分れるところであるが、このことは、アメリカにおける

陪審裁判と深く関わりがある。アメリカの陪審裁判においては陪審員が事実の認定を行うが、直接請求訴訟を認めた場合には、陪審員の心情として保険会社に不利な認定を行うおそれが多分に存在することが指摘されている。したがって、カリフォルニアにおいては、原告弁護士が保険の存在を指摘した場合、その訴えは却下されるか、あるいは判事はその旨を考慮してはならないと陪審員に告げなければならないとされている。なお、日本の自賠法は、16条において被害者の直接請求を認めているが、任意保険にあっては、約款で認めていないかぎり直接請求は認められないと解されている。

9) California Insurance Code Act 11580 (b)(2)参照。なお、ウェラン教授が指摘しているように、ルイジアナ州は、被害者の保険会社に対する直接請求を認めているが、ルイジアナ州で発行された責任保険証券に基づいて、被害者がカリフォルニア州の裁判所において保険会社を直接訴えることは差し支えないという判例がある。Roberts v. Home Ins. Indem. Co. (1975)48 CA 3d 313, 121Cal. Rptr. 862.

10) Duty to Defendを、弁護の義務と訳出した。この弁護の義務は、通常は保険条項のなかに挿入されている。なお、この義務は、一時的なものではなく継続した義務であるとされている。従って、被保険者を被告とした判決が確定するまでこの義務を負う。ところで、被保険者が二つの保険証券を異なった保険会社との契約によって保持している場合、どちらが弁護すべきかが問題となるが、原告の請求金額が弁護の義務を履行した保険会社が発行した保険証券の支払限度額を越えている場合には、弁護の義務を履行しなかった保険会社は、その義務を免れないという判決がある。Wint v. Fidelity & Cas. Co. (1973) 9 CA 3d 257, 107Cal. Rptr, 175.

11) Duty to Indemnify を、損害補償の義務と訳出した。なお、弁護の義務と損

害補償の義務の関係についてであるが、その義務の有無に関して、弁護の義務のほうがより適用範囲が広いとした判例がある。Eichler Homes, Inc v. Underwriters at Lloyd's, London (1965) 238 CA 2d 532, 47 Cal.Rptr. 843.

12) Uninsured Motorist Clause である。カリフォルニア州においては、1970年の改正によって無保険車条項が要求されるようになった。

13) Under Insured Motorist Clause である。カリフォルニア州においては、1984年の改正によって、この低価額保険車条項が要求されるようになった。この条項も、無保険車担保条項と同様に、被保険者が自らその担保の除外を欲しないかぎり要求されている。

## 2 カリフォルニアにおける自動車賠償システム

それでは、次の項目に移りましょう。それは、カリフォルニアにおける自動車賠償のシステムです。Reparation（賠償）という言葉は、ここ数年来一般的に使われており、それは、人々が傷害を被ったり、または、彼らの財産が損害を被った場合、彼らの損害を完全に補うシステムを意味します。広くは、アメリカ合衆国におけるシステムは、過失を基礎においたものであります。この点からは、それは、不法行為と呼ぶ法の一部であります。多くの種類の不法行為があります。暴行<sup>14)</sup> が代表的なものです。他人の土地への侵入または不法侵害<sup>15)</sup> が、もう一方のものです。自動車運転において、過失であったということは、不法行為になりましょう。過失<sup>16)</sup> とは、他人の権利に関しての注意義務の遂行の不履行であって、あなた（の過失）が、彼らの傷害に近因となる程度のもを意味します。したがって、それは、ガルーチ対ベッツの事件においても争点となるところでありましょう。ベッツに過失があったのでしょうか。それともガルーチに過失があったのでしょうか。カリフォルニア州は、二当事者の過失の度合いを比較してそれに応じた損害の計算をする、ということの意味する比較過失原則<sup>17)</sup> を付加することによって、旧来のシステムから発展しました。ときとして、一人の人間が100%過失であるということはあるでしょう。赤信号へ故意に侵入してきた車に衝突され、傷害を受けた運転手はどうでしょうか。相手方は100%の過失であったでしょうか。おそらくあなたは、そう言うことができるでありましょう。

### (1) ノーフォールトについて

20州以上によって採用された、もう一つのシステムがあります。それは、「ノーフォールト」と呼ばれます。もしあなたがこのシステムを純粹の意味から理解するならば、このシステムは、もともとキートン教授（当時ハーバート大学）とオコンネル教授（当時イリノイ大学）の提唱によるもの<sup>18)</sup> で、その意味したも

のは、それぞれの人が彼もしくは彼女自身の保険を購入し、この保険が、事故の際に彼または彼女を守るということです。このシステムのもとでは、ベッツの保険証券は、ベッツ自身を守ります。ガルーチの保険証券は、ガルーチを守ります。裁判所へ行く必要はなく、あなたの保険会社とあなたが和解の交渉をいたします。これは誰の利益を侵害するのでしょうか。わたくしに教えていただけますか。弁護士です。しかしながら、ノーフォールト立法を採用した多くの州においては、たとえば、少額の事故に限るというように、立法は、ノーフォールトを適用する範囲を制限しました。<sup>19)</sup> もし事故が非常に大規模であり、そして損害が多額であるならば、人身傷害の訴えは、まったくノーフォールトによらず、不法行為または、過失システムのほうへとまわされることとなります。

## (2) 陪審裁判について

わたくしは、軽蔑（批判）を受けない法律家の問題について紹介します。わたくしもそのひとりです。しかし、今日話をする事柄について、そこには（弁護士としての）経済的利益と、職業専門家としての法的利益が、ベッツとガルッチと同様にあるということに現実的に気づかなければなりません。それでは、日本には存在しないと聞いている民事訴訟における陪審員裁判の役割について検討しましょう。これは、カリフォルニア州憲法<sup>20)</sup> および連邦憲法の判例<sup>21)</sup> によって保証された権利であります。陪審員は、ジュリ・コミッショナーとして知られている郡の役人によって選任された<sup>22)</sup> 12人の人々です。わたくしも、陪審員の義務によって召喚されたことがあります。どのような市民も（裁判官、知事、その他の人々の若干の例外を除いて）陪審員としての任務を果たすために、陪審員として召喚される可能性があります。陪審員の仕事は非常にユニークなものであって、おそらく若干とらえがたく、そして理解するには困難なものであります。もしこの場で、実際にその様子を設定してみたならば、少しはよく分かるかと思えます。法服をまとった判事がここに座っているとしましょう。彼は、公平無私に

見えます。おそらく耐えているでしょう。こちら側が陪審員です。二人の弁護士（右側のほうにいます。あなたが弁護士であり、あなたがもう一方の側の弁護士だとします）にとって最初のステップは、両弁護士がジュリ・コミッショナーによって提供された陪審員たちを認めるか、それとも忌避を行うかです<sup>23)</sup>。最後に、12人が選任されます。彼らは、宣誓をして就任します。彼らの任務は事実を見出すことであります。<sup>24)</sup> 判事はそれをしません。事実とは何でありましょうか。（わたくしは、あなたがたに対し哲学的に質問することができ、私達は、それに答えることができません。答えることができるでしょうか）。法によるかぎり、ベッツが過失によって彼女の車を運転していたのか否か、ガルーチの過失がベッツのそれを上回るものであるか否か、これが事実であります。また、ベッツが200万ドルの人身傷害をガルーチに与えたか否かということもまた事実であります。陪審員は、損害賠償額を見出します。陪審員は、いくつかの点においては判事の支配に従います。結審のときに、二人の弁護士は、判事に対し判決への説示を陪審員に対してするよう意見を述べます。<sup>25)</sup> そして、判事はそれを承認し、または却下し、あるいはそれらの説示を修正し、もしくは、彼自身の説示をまとめるでしょう。説示は、陪審員が事実を発見するよう導く法律問題にかかわるものであり、たとえば、過失があったか否かという事実を決定するために適用されなければならない過失に関する法的ルールなどがこれであります。判事はこう言います。もしあなたがたが、ベッツが故意に赤信号を通り抜けようとして車を運転したと認めたならば、彼女はガルーチに対し過失があったと認めるべきである。判事が、陪審員に対し事件の内容を説明し説示をした後に、その説示に導かれ、陪審員の一群は陪審員室へと出て行き、そして彼らが評決へと至るまで話し合い、討論をします。その後、彼らは法廷へ戻りそして言います。「裁判官殿、われわれはガルーチ2万ドル（あるいは、彼らが評決したいかなる金額）<sup>26)</sup> の勝訴と評決いたしました」。

### (3) 損害について（債務不履行損害と不法行為損害の比較）

引き続き、われわれが理解のために検討しなければならない重要な主題は、損害についてであります。われわれは、黒板にその概要を書いた建設会社の場合と比較しなければなりません。黒板に建設会社を書いたただ一つの理由は、以下の比較のためであります。もし建設会社が保険会社のためにビルを建設するというその契約を破棄したならば、（保険会社の建設会社に対する）損害賠償の請求は可能でしょうか。もちろんです。しかしどのような種類の損害でしょうか。われわれの法によれば、保険会社にとって、その損害を回復するためには、予見可能な損害といえる種類のものでなければなりません。建設会社は、もし、ビルディングの完成を予定どおりにできなかったならば、保険会社がその遅滞のために損害を被るであろうことを理解すべきでありました。それらは、契約不履行損害であります。それらは、予見可能性と蓋然性によって制限されています。<sup>27)</sup>一方、不法行為の損害は、そのようには制限されていません。不法行為による傷害から発生したいかなる結果、その原因が結果の範囲内のものかという観点からそれほどかけ離れていなければ認められます。したがって、もしベツがガルッチと衝突し、そして、心臓発作を生じさせたとしても、それが予見可能か否かということをお問ひしません。<sup>28)</sup>

### (4) 不法行為における直接損害と慰謝料について

第二に、われわれは、不法行為に関する直接損害<sup>29)</sup> について注意しなければなりません。直接損害とは、事故から発生したということが明確に証明できるものを言います。例えば、病院の請求書、他の医療費用、喪失した賃金等です。仮に、ガルーチが6ヵ月間働くことができなかったとすると、彼女は、ベツの悪しき行為のためにその期間の賃金喪失を被ったのです。弁護士たちは非常に想像力がたくましいので、その他のいろいろのものを含むことができます。わたくし

